

桶川北本水道企業団告示第 1 1 号

ダイレクト型制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

桶川北本水道企業団企業長 三 宮 幸 雄

1 入札に付する事項

- | | | | |
|---------------|---------------------------------|---------|----------|
| (1) 工 事 名 | 令 7 石 1097 篠津地内配水管布設工事 | | |
| (2) 工 事 場 所 | 桶川市篠津地内 | | |
| (3) 工 事 概 要 | 1) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 100 | | L=133.2m |
| | 2) 配水管布設工事 DIP(GX) φ 75 | | L=15.3m |
| | 3) 配水管布設工事 HIVP(RR-L) φ 50 | | L=115.8m |
| | 4) ソフトシール仕切弁 φ 100 | | 5 基 |
| | 5) ソフトシール仕切弁 φ 75 | | 1 基 |
| | 6) ソフトシール仕切弁(HIVP 用メカニカル型) φ 50 | 2 基 | |
| | 7) 消火栓 φ 75×65 | 1 基 | |
| | 8) 排泥弁(フランジ形ソフトシール仕切弁) φ 75 | 1 基 | |
| | 9) 給水管切替工事 | 1 式 | |
| | 1 0) 仮設管工事 | 1 式 | |
| (4) 工 期 | 契約の日から令和 8 年 2 月 2 0 日まで | | |
| (5) 支 払 条 件 | 前金払 有 | 中間前金払 有 | 部分払 無 |
| (6) 設 計 価 格 | 事後公表 | | |
| (7) 最低制限価格 | 設定する。 | | |
| (8) 調査基準価格 | 設定しない。 | | |
| (9) 現 場 説 明 会 | 開催しない。 | | |

2 入札に参加できる者の形態 単体企業とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

ダイレクト型制限付き一般競争入札に参加できる者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 公告の日の前日において土木一式工事を希望業種として令和 7・8 年度の桶川北本水道企業団建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録された者で、登録時の経営事項審査の総合評点(P)が 700 点以上 1,000 点未満の者。
- (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく許可を受けた主たる営業所(本店)を桶川市内又は北本市内に置き、当該営業所に桶川北本水道企業団と契約締結権限を有する者を置く者。
- (3) 公告の日から開札日までの期間に、桶川北本水道企業団の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者。
- (4) 公告の日から開札日までの期間に、桶川北本水道企業団の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者。
- (5) 公告の日から開札日までの期間に、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全でない者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (6) 公告の日から開札日までの期間に、主要取引先から経営状態を理由とする取引停止の事実がない者。
- (7) 土木一式工事業について、開札日から 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けている者。
- (8) 当該工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第 26 条の規定に基づき配置することができる者。
- (9) 令和元年度以降に、桶川北本水道企業団と 1 件 1,000 万円以上のダクタイル鋳鉄管の耐震継手を使用した土木一式工事の元請契約を締結し、誠実に履行した施工実績を有する者。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

4 入札書等の提出方法等

入札書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

書留又は簡易書留による北本郵便局留とする。

(2) 提出期間（北本郵便局に到達する期間）

令和 7 年 6 月 3 0 日（月曜日）から令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）までに、北本郵便局に局留として到達するように郵送すること（消印ではなく、北本郵便局へ到達した日付印を基準に取り扱う。）。

(3) 提出先

〒 3 6 4 - 8 7 9 9 北本郵便局留 桶川北本水道企業団 総務課庶務係

5 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和 7 年 7 月 9 日（水曜日） 午後 1 時 3 0 分

(2) 開札場所 桶川北本水道企業団 西庁舎 大会議室

(3) 開札は公開とする。

(4) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

6 入札に関する注意事項

(1) 入札書等は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒とし、郵送すること。

ア 中封筒 中封筒表面に「入札書在中」、工事名及び入札参加者の商号又は名称を記載し、入札書を入れて封印すること。

イ 外封筒 外封筒表面に「北本郵便局留」、「ダイレクト型制限付き一般競争入札」及び「入札書在中」と朱書きし、裏面に工事名、工事場所、入札参加者の商号又は名称、差出人住所、担当者氏名及び電話・FAX 番号を記載し、アの中封筒及び工事費等内訳書を入れること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、1 回とする。

(4) 入札参加者の数が 2 に満たない場合は、入札を中止する。

(5) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 工事費等内訳書に関する事項

入札に当たっては、指定の様式に入札書に記載された金額の積算内訳を同封すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 設計図書等の貸出しに関する事項

設計図面、仕様書その他必要な書類（以下「設計図書等」という。）の貸出しは、電子ファイルにより行う。

設計図書等の貸出しは、貸出しを受けたい者がFAX（048-592-9232）にて申請し、返信用封筒及び申請書の原本を同封し郵送にて行う。

返信用封筒送付先（設計図書CD返却先も同様）

〒364-0013

埼玉県北本市中丸6丁目83番地

桶川北本水道企業団 総務課 庶務係行

なお、入札に参加しない者は、貸出しを受けることができない。

ア 申請期間 公告の日から令和7年5月26日（月曜日）まで

イ 貸出期間 公告の日から令和7年7月9日（水曜日）まで

10 設計図書等に関する質問等

(1) 入札参加者は、設計図書等に関し質問又は疑問がある場合は、FAXにより質問するものとする。

ア 提出期間 令和7年6月9日（月曜日）から

令和7年6月12日（木曜日）正午まで

イ 提出方法 FAXにより提出することとし、持参は受け付けない。

ウ 提出先 総務課庶務係

FAX番号 048-592-9232

前号の規定による質問に対する回答は、令和7年6月19日（木曜日）から桶川北本水道企業団ホームページに掲載する。

11 入札書等の不受理に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとする。

(1) 書留又は簡易書留以外の方法で郵送された入札書等

(2) 提出期間内に到達しなかった入札書等

(3) 外封筒に第6項第1号イに規定する事項が記入されていない入札書等

- (4) 外封筒の記載事項から得られる情報により、第3項に規定する入札に参加する者に必要な資格がないことが明らかな者が提出した入札書等
- (5) 外封筒の表記について、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

1.2 入札書等の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札書等は無効とする。

- (1) 中封筒がない入札書等
- (2) 中封筒が封かんされていない入札書等
- (3) 中封筒に第6項第1号アに規定する事項が記入されていない入札書等
- (4) 同一人が入札した2通以上の入札書等
- (5) 発注機関名、入札参加者の商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書
- (6) 発注機関名の記載が誤っている入札書
- (7) 金額の記載がない入札書
- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
- (10) 工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (11) 工事名又は工事場所のいずれかが記載されていない入札書
- (12) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (13) 工事費等内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書
- (14) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
(工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。)
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書を提出した者が入札した入札書
- (16) 明らかに連合によると認められる入札書
- (17) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (18) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

1.3 落札候補者の決定に関する事項

落札候補者は、開札において、予定価格以下で最低制限価格以上の有効な最低価格をもって入札をした者とする。

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

落札候補者の決定を保留にした上で、当該同価の入札をした者に、くじを引かせ、落札候補者及び順位を決定するものとする。

なお、当該同価の入札をした者が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。

1 4 入札参加資格の審査等

落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。

(1) 提出書類

ア ダイレクト型制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 工事施工実績調書及び添付書類（契約書の写し及び工事の完成検査に合格したことを証明する書類の写し）

ウ 配置予定技術者届及び添付書類（監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類等の写し）

エ 経営事項審査結果（総合評定値）通知書の写し

(2) 提出方法等

ア 提出期限 令和7年7月11日（金曜日）

イ 提出場所 総務課庶務係へ持参すること。

(3) 入札参加不適格通知等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札執行者は、入札参加不適格通知書を送付する。

イ アの入札参加不適格通知書を受け取った者は、当該通知書を受け取った日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、その理由について総務課庶務係に書面を提出することにより問い合わせをすることができる。

ウ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

1 5 落札者の決定

入札執行者は、前項第1号の書類が提出されたときは、速やかに落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して3日以内（閉庁日を除

く。)にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

1 6 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後に、桶川北本水道企業団ホームページに掲載するとともに、総務課庶務係で公表する。

1 7 契約保証金

落札者は、桶川北本水道企業団水道事業会計規程第118条の規定に基づき、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。保証する額は、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金とすること。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

1 8 契約の締結に関する事項

契約は、落札者の決定後1週間以内に締結するものとする。

1 9 この告示に関する問い合わせ

総務課庶務係

電話番号 048-591-2775(代)